

みんなで考えよう「都市計画」

暮らしを豊かにする都市施設

皆さんが快適な生活を送るために欠くことのできない都市施設。今回は、都市施設がどのようなものか紹介します。

都市施設とは

「都市施設」とは、都市の骨組みを形づけ、健康で文化的な生活や機能的な都市活動をするために必要な施設で、そのうち都市計画に定められたものを「都市計画施設」といいます。

都市計画施設は、都市計画の中で単体としてではなく、都市機能の一部として計画的に整備されます。

道路
14路線が都市計画道路として定められ、そのうち谷丁場遊正線など8路線が全部もしくは一



都市計画道路(谷丁場遊正線)



都市計画公園(日の出山公園)



下水道終末処理場(旭市浄化センター)

部整備されています。

公園

運動やレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、防災などを目的に整備されています。13か所が都市計画で定められ、そのうち旭文化の杜公園など7か所が開設済みです。

下水道

家庭や商店、工場などから排出された汚水を、下水道管で集めて終末処理場へ送り、きれいな水に処理して河川へ放流しています。現在、J R 旭駅を中心とした市街地202ヘクタールが整備済みとなっています。

その他

家庭などから出されたし尿や浄化槽汚泥を処理する汚物処理場をはじめ、と畜場や火葬場が都市計画施設として定められています。

都市施設の計画見直し

市では、都市計画区域の見直しと併せて都市計画施設の見直しを検討します。特に、都市計画に定めてから長期間工事に着手していない都市施設については、整備の必要性なども検討していきます。

※旭市の都市計画パンフレットは、ホームページまたは左のQRコードから見るができます。



旭市の都市計画パンフレット

問い合わせ先

都市整備課都市計画班

☎62・5355

令和4年度のバナー広告を募集

リニューアルした市のホームページに広告を掲載しませんか

市ではホームページのバナー広告を募集しています。毎日さまざまな人が閲覧する市のホームページで、あなたの事業所をPRしてみませんか。

広告掲載期間／4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

募集期限／2月28日(月)

申し込み方法／市ホームページからダウンロードできる申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、秘書広報課にメールまたは郵送・持参してください。

掲載料金／月額1万円

規格／縦60ピクセル×横150ピクセルで20キロバイト以内
※くわしくは市ホームページで確認するか、秘書広報課に問い合わせてください。

申し込み・問い合わせ先

〒289-2595 旭市二の2132 秘書広報課広報広聴班
(☎62-8070・✉koho@city.asahi.lg.jp)



広告掲載位置